

郡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が定める「がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱」(平成7年4月1日付け建設省住防発第15号)に基づき、がけ地の崩壊等(土石流を含む。)により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、福島県建築基準条例(昭和26年福島県条例第60号)第5条の規定に該当する敷地に現存する不適合住宅をいう。

(補助金対象及び補助額)

第3条 補助金の対象となる事業内容及びその補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請現況図
- (2) 移転計画書
- (3) 移転費用見積書
- (4) 借入金支払利息見積書
- (5) 現況写真

(着手届)

第5条 工事を行うとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業着手届(別記様式)を着手後7日以内に市長に届けなければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

別表

補助対象の区分	補助対象経費の内容	補助額
危険住宅の除却等に要する経費	危険住宅の除却に係る撤去費、動産移転費跡地整地費、仮住居費等	国が定める限度額と同額とする。
危険住宅に代わる住宅の建築（購入を含む。）に要する経費	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建築（購入を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合の利子に相当する額	同上
危険住宅に代わる住宅の敷地の購入に要する経費	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の敷地を購入するために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合の利子に相当する額	同上

別記様式

がけ地近接等危険住宅移転事業着手届

平成 年 月 日

郡山市長 様

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け郡指令 第 号で補助金交付決定通知のありました下記事業について着手しますので、郡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名 事業
- 2 事業箇所 郡山市 地内
- 3 着手年月日 平成 年 月 日